

国税徴収法解答速報

(40点)

Z—69—H〔第一問〕 国税徴収法 解答速報

問 1

(1) 交付要求と参加差押の要件上の異同点

交付要求は滞納者に強制換価手続が開始された場合に、その執行機関に行われる配当請求手続である。これに対して参加差押は、配当請求という交付要求と同様の性質を持つが、本質的には先行の行政機関が行う滞納処分に対するの二重差押に該当する。

このために参加差押は差押の要件を具備している必要があり、先行の滞納処分の対象となっている財産も動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権に限定されている。

(2) 交付要求と参加差押の手続上の異同点

交付要求は行政機関に対する配当請求であるための、その執行機関に対して交付要求書を交付することにより行われる。

また参加差押も同様に行政機関に対して参加差押書の交付により行われる。ただし参加差押は二重差押としての意義を有するために登記が必要であり、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、及び小型船舶は、参加差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。なお電話加入権は参加差押をした時には、その旨を第三債務者に通知することになる。

(3) 交付要求と参加差押の効果上の異同点

交付要求は先行の強制換価手続に対する配当請求であることから先行の執行機関が強制換価手続を解除した場合にはその効力を失うことになる。これに対して参加差押は先行の行政機関が滞納処分を解除したときには差押の効力が生ずることになり、この点が両者の大きな相違点である。

参加差押は先行の行政機関の差押解除により、その行政機関から差押財産の引渡し、また他の機関からの参加差押書などの関係書類の引渡しを受けることになる。

また参加差押は行政機関どうしの重複した滞納処分であることから、先行の行政機関が換価を速やかに行わない場合には換価の催告を行うことができ、これも参加差押だけに認められた効力になっている。

さらに参加差押をした税務署長は、参加差押不動産等に換価の催告をしたにも関わらず換価に付されないときには滞納処分を行っている先行の行政機関等の同意を得て換価の執行をする旨の決定をすることができる。

問2

(1) 質問検査権

徴収職員の質問及び検査は滞納処分について財産の調査をするために認められているものであり、犯罪捜査のためのものではない。なお、この質問及び検査は任意調査であるが、正当な理由なくこの質問及び検査を拒否したような場合には罰則規定もある。

(2) 質問検査の対象者とその方法

徴収職員は滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときには、その必要と認められている範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(電子的記録を含む。)を検査することができる。

- ① 滞納者
- ② 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ③ 滞納者に対して債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- ④ 滞納者が株主又は出資者である法人

(3) 搜索権限

徴収職員は滞納処分のために必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することが認められている。

また次にいずれかに該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。この搜索に際して必要があるときには滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器類を開かせ、又は自らこれらを開くための必要な処分をすることも認められる。

- ① 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡しをしないとき。
- ② 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当な理由がある場合において、その引渡しをしないとき。

(4) 搜索時の出入禁止

徴収職員は搜索、差押又は財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときには、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に入出入りすることを禁止することができる。

- ① 滞納者
- ② 差押に係る財産を保管する第三者及び搜索を受けた第三者
- ③ 上記 ①、②に掲げる者の同居の親族
- ④ 滞納者の国税に関する申告、申請そのたの事項につき滞納者を代理する権限を有する者

(5) 官公署への協力要請

徴収職員は、滞納処分の関する調査について必要があるときは、官公署又は政府機関に、その調査に関して参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

Z-69-H [第二問] 国税徴収法 解答速報

(60点)

1. 事例の状況

本問では株式会社甲が、平成28年9月期からの消費税、及び法人税の4件を平成31年4月20日現在も滞納しており。これらの納付のないまま株式会社甲を解散させている。これにより清算人等の第二次納税義務、また無償又は著しい低額の譲渡人等の第二次納税義務が代表取締役並びにその特殊関係者などに発生する。

さらに一部債権が平成29年9月期の法人税の法定納期限等後に譲渡担保となっており、譲渡担保権者の物的納税責任によりこの滞納法人税を徴収することも可能である。

2. 清算人等の第二次納税義務

(1) 第二次納税義務の成立

本事例では下記のいずれにも該当するために清算人等の第二次納税義務が発生する。

- ① 株式会社甲が解散し、株式会社甲に課されるべき、又は納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしている。
- ② 株式会社甲に対して滞納処分を執行しても、すでに残余財産の分配又は引渡しが完了しており、滞納となっている国税を徴収することはできない状態にある。

(2) 第二次納税義務者

清算人等の第二次納税義務を負う者は清算人及び残余財産の分配、又はこの財産の引渡を受けた者（無限責任社員を除く。）である。従って本事例では下記のA、C及びBがその責任を負うことになる。

- ① 残余財産の分配又は引渡しをした清算人である代表取締役A、及び株主Cが第二次納税義務者となる。この時にCは清算人に就任するが清算事務に関与していないが清算人であることから第二次納税義務者に該当することになる。
- ② 残余財産の分配又は引渡しを受けた者に該当する株主B

(3) 第二次納税義務の限度

清算人等の第二次納税義務の範囲は下記の通りである。

① 清算人A及びC

清算人は残余財産の受取っていないなくても残余財産の分配又は引渡しをした金額を限度に第二次納税義務を負うことになる。本事例の場合には定期預金の解約金500万円、借入金返済に伴う受領額400万円、さらにCに対する債務免除額100万円の合計1,000万円がその限度になる。

この時に清算人A及びCは共同で同額1,000万円の責任を負う。また清算人Cは実質的に清算事務に関与していないが1,000万円の責務を負うことになる。

② 残余財産の分配を受けたB

残余財産の分配を受けた株主Bはその分配を受けた定期預金の解約金100万円と借入金返済に伴う受領額である200万円の合計300万円が第二次納税義務の限度額になる。

3. 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務

(1) 第二次納税義務の成立

本事例では下記のいずれにも該当するために無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務が発生する。

- ① 滞納者である株式会社甲がその財産につき無償又は著しい低額による金額によりその財産を譲渡し、または債務の免除をその他第三者に利益を与える処分（国及び公共法人に対するものを除く。）を行っている場合であり、本事例では債務弁済に伴う建設機械の低額による譲渡、並びに親族に対する300万円の贈与がこれに該当することになる。
- ② この無償又は著しい低額の譲受人の第二次納税義務は、その無償譲渡等が滞納国税の法定納期限の1年前の日以後に行われている場合であり、本事例ではその無償譲渡等が4件の滞納法人税等の法定納期限の1年前の日以後に行われている。
- ③ 滞納者である株式会社甲に滞納処分を執行してもなおその徴収すべき国税に不足すると認められる。
- ④ 上記③の不足すると認められる事由が無償低額による譲渡等に基因していると認められる。

(2) 第二次納税義務者

この無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務は、その処分により権利を取得し、または義務を免れた者である。したがって本事例では下記の者が具体的な第二次納税義務者になる。

- ① 建設機械3台を債権の返済に伴い著しい低額で取得した株式会社乙
- ② 株式会社甲の代表取締役Aからその預金口座に振り込みを受けたの長女E

(3) 第二次納税義務の限度

無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務の範囲は、その処分時に滞納者の親族その他の特殊関係者である場合はその処分により受けた利益の額とされ、親族その他の特殊関係者以外の場合には処分より受けた利益が現に存する額とされている。本事例ではその処分を受けた者が親族その他の特殊関係者であるためにその限度は次のとおりになる。

- ① 建設機械3台を債務弁済に伴い著しい低額で取得した株式会社乙は、その利益に相当する金額である900万円（＝1,500万円－200万円－400万円）を限度に第二次納税義務を負うことになる。
- ② 株式会社甲の代表取締役Aの長女Eは預金口座に振込まれた300万円が全額第二次納税義務の限度額になる。

4. 譲渡担保権者の物的納税責任

下記のいずれの要件にも該当するために株式会社甲の平成29年9月期の確定申告法人税300万円を譲渡担保権者である株式会社戊から徴収することができる。

- (1) 株式会社甲が譲渡した財産である売掛金が、その譲渡により担保の目的になっていると認められる。
- (2) 譲渡担保の設定が平成30年10月28日に登記されており、これは平成29年9月期の法人税の法定納期限等である平成29年11月30日後に行われている。
- (3) 株式会社甲はその所有する財産がなく、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること。

第 69 回 税理士試験 国税徴収法 講評

第 1 問

問 1

交付要求と参加差押の異同に関する基本的内容の出題である。双方の異同点につき要件、手続さらに効果という三項目について説明をさせる内容であり、国税徴収法の受験生であれば両者の理論を概ね暗記していると思われ、むしろ基本的が故に、詳細な相違点まで記述し過ぎて双方の異同の論点が不明確になっていないかが心配される。

解答方法は両者の要件なら要件をただ並列的に記述するだけではなく、要件のどの部分が相違するのかということを簡潔に記述することが重要である。

また効果上の相違点は、参加差押の差押効力発生を中心にして、令和元年の改正部分である換価執行の決定についても明確に説明されているかも配点の対象になると考えてほしい。

問 2

滞納者の財産の調査に関して出題である。この財産の調査を「財産調査権限」という表現で出題しており質問と検査、搜索の両者を解答しなければならないということ判断する必要がある。

この両者を全部記述すれば完璧ということになるであろうが、実際には解答用紙にスペースや時間配分などを考慮すると模範解答程度に両者の重要な部分だけを解答するということになる。

第 2 問

問題の資料が非常に多く、全体の内容を把握するためかなり丁寧な読み込みが必要な問題である。

冒頭に 4 件の滞納国税が列挙されているが、実際には法定納期限などはあまり配慮する必要はなく、むしろ株式会社甲と代表取締役 A やその特殊関係者等との間で行われている 5 項目の分配行為や取引を第二次納税義務として清算人等なのかあるいは無償低額の譲受人等に該当するかの分類が重要である。

各自解答の点検に際しては、この 5 項目がどのように分類されているかを目安に点検をしてほしい。

また後日の代表取締役からの聴き取りにより、債権である売掛金を譲渡担保にしているという事実が判明するが、これは不動産や動産ではなく債権という財産を譲渡担保としてケースで平成 17 年から「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」として施行されているものである。これに関しては譲渡担保であること資料から読み取り、その要件を記述していれば十分である。

合格ライン

第 1 問の配点が 40 点であることを考慮すると、おそらく問 1 で 15～20 点程度の配点があると思われ、受験生の多くはほぼ満点近い得点が出せるものと思われる。また問 2 についても 15 点～20 点の配点であり、こちらも基本的な出題であるために網羅的かつ詳細、丁寧な記述が求められ 8 割以上の得点がほしいところである。これにより第 1 問は 40 点満点中 35 点以上の得点がボーダーラインになる。

第 2 問は第二次納税義務の 5 項目の分類がいくつできたか、またこれによるそれぞれの第二次納税義務の限度額が正しく解答できているかが採点の基準になる。5 項目うち 4 項目が正解であれば合格圏内であり 3 項目の場合には少々心配である。また譲渡担保の方は模範解答程度の要件が記述できていれば良い。このように考えると第 2 問は 60 点の配点の中 45 点以上は必要であろう。

第 1 問		第 2 問	合 計
問 1	問 2		
18 点	17 点	45 点	79 点

第70回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第69回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第70回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8月後半より2020年度(第70回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

第70回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

月	火	水	木	金	土	日	
8/5	6	7	8	9	10	11	
	← 第69回税理士試験本試験 →						
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
	← 科目別 WEB 講座無料説明会(20:00~) →						
	法人税法	消費税法	簿記/財表	相続税法			
	← WEB 講座開講前無料オリエンテーション(20:00~) →						
	簿記/財表	法人税法	消費税法	相続税法			
26	27	28	29	30	31	9/1	
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
	簿記論	法人税法		財務諸表論	相続税法		
9	10	11	12	13	14	15	
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
		消費税法					
※ 国税徴収法は、以下の日付よりオンデマンド配信を行う予定です。 無料説明会: 8/23(金) オリエンテーション: 8/26(月)							

【無料説明会】
各科目の概要やWEB講座の特長・学習スタイルなどをお伝えします。

【無料オリエンテーション】
開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。

【無料体験講義】
各コースの初回 OUTPUT 講義を無料配信します。ぜひ、実際の講義を体験してみてください。

WEB講座の特長

インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンとWEB環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です(事前に環境の確認ができます)。

Live配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド(録画)配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みもOK)

合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末(対応機種)でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は1.5倍/2.0倍速での再生にも対応しているので、忙しい方でも効率的に学習できます。

パソコンでの受講画面イメージ⇒

1 講師画面

講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

2 チャット画面

Live講義中の講師へのメッセージを表示します。

3 ホワイトボード画面

板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

4 アンケートボタン

Live講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



【WEB講座ショッピングクレジット金利無料キャンペーンのお知らせ】

3万円以上のWEB講座のお申し込みでご利用頂けるショッピングクレジット(分割払い)の金利を、2019年9月9日(月)正午までの期間限定でネットスクールが全額負担いたします! この機会をお見逃しなく!

イベントやWEB講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。皆様のご受講、お待ちしております。

<https://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!